

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
広川町	広川西部地区(吉里・太田・当条・智徳集落)	令和4年 2月 24日	年 月 日

1 対象地区の現状

①地区内の農地所有者数	238人
②地区内の耕作者数	167人
③アンケート調査等に回答した世帯数及び人数の合計	108人
④地区内における70才以上の農業者の人数	49人
i うち後継者未定の農業者の人数	25人
ii うち後継者について不明の農業者の人数	20人
⑤地区内の耕地面積	102.9ha
⑥アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	61.5ha
⑦地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	15.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	3.7ha
⑧地区内において、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	63.3ha
⑨地域の概要 ・平地農業地域であり、圃場整備事業はH13年に地区内全区域完了。 ・担い手は施設園芸(イチゴ・花き)を主体とした集約型農業である。 ・耕地面積のうち、水稻 50ha、小麦約 7.2 ha、飼料用稲約2haを作付けしている。 (備考) ・当条集落においてはH6機械共同利用組合の設立 ・H26より日本型直接支払制度(多面的機能直接支払制度)の取り組み	

注1:⑧の面積は、「(参考1)中心経営体の一覧」の「5年後の意向」のうち、「現在からの増加分」の面積を記載します。
 注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注3:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・農業用水路の維持管理 ・高齢化による農地の維持管理 ・施設園芸農家の労働力の確保 ・規模拡大意向の農家があるが、労働力の確保が難しい ・農地法及び、基盤強化促進法など正式な手続きを経ていない土地の貸借が多いため、正確な耕作者の把握ができない

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 プラン作成の経緯

①令和2年4月21日	AFC支部長・農政区長・NOSAI部長合同にて、人・農地プランの取組みを進める旨及び、アンケート調査の実施を説明。
②令和4年1月11日	多面的機能支払制度実施地区役員に人・農地プランの説明を実施。
③令和4年1月12日	農業委員・農地利用最適化推進委員に人・農地プランの説明を実施。
④令和4年2月 7日	対象地区役員に対して、アンケート集計結果の送付と地域の課題解決に向けた取組み方針の意見集約を書面で依頼。
⑤令和4年2月16日	意見集約。
⑥令和4年2月24日	対象地区からの原案申請。

4 対象地区内における中心経営体への農地の利用集積に関する方針

- ・規模拡大を図る担い手農家や新規就農者に対し、農地の利用集積を推進する。
- ・農業委員会と連携して、農地法及び基盤強化促進法の制度周知を図り、農地中間管理事業の利用を促す。
- ・JA、行政と連携した広域的なパッケージセンターの整備を要望する。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針

(1) 農地の貸付け等の意向

当該集落担当の農地利用最適化推進委員が高齢農家や後継者がいない農家より貸付け相談を受けた農地についてリストを作成し本人の同意を得て情報を管理・提供する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

新たに貸し付ける農地に対しては原則として農地中間管理機構を活用した農地の利用集積を推進する。

(3) 地域外の人材確保に関する取組方針

地域内の空き農地や空きハウスを把握し、町、農業委員会、JA、農業改良普及センターと連携し積極的に異業種からの新規就農者や地域外の農業者の人材確保に取り組む。

(4) 基盤整備への取組方針

地区内の基盤整備については完了しており、今後は地区内の農業用施設の長寿命化と環境保全に取り組む。

(5) 新規・特産化作物の導入方針

裏作に麦の作付けの拡大を図り、農地の有効利用と生産性の向上を目指す。

(6) 鳥獣被害防止対策の取組方針

地区内及び隣接地でカラスによる鳥獣被害が多発しており地元猟友会に一斉駆除をお願いし作物被害の防止に取り組んでいる。また、イノシシ被害が年々増加しているため補助事業を活用して防護柵を設置し定期的に点検・修繕をおこなっている。

(7) 災害対策への取組方針

水路の土砂撤去や軽微な補修は随時おこない、大規模な整備を要する場合は補助事業を活用し災害対策に取り組む。

(8) スマート農業導入の取組方針

施設園芸作物の品質向上や労働力の低減を図るため情報通信技術を活用した施設の温度管理や灌水の自動化について検討する。

(9) その他

農業用ため池の整備

注: 地区ごとの実情に合わせて、記載する項目を追加・変更してください。